〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F
Tel：03-3474-7564㈹ Fax：03-3458-2616
《ホームページ》 http://shinagawa-aoiro.gr.jp

各種受付時間

【記帳相談・各種手続き等】
午前… 9:30～11:00　午後…13:00～16:00
【会費の支払等】
午前… 9:00～12:00　午後…13:00～17:00
土※日祝日はお休みとなります。
※第一土曜日を除く

12月5日(土)は、通常営業致します。

GOGO！葵ちゃん
～さよなら先輩!?でも GOGO！の巻(前編)～

8面へつづく！

年末調整・源泉税の納付はお早めに！

年末調整・お持ち頂く資料

① 27年分源泉徴収簿(1～12月分給与・賞与の記入と集計、支給金額に誤りがないように、ご確認下さい)
② 受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額の見込み額。【H27年分の扶養控除等申告書及び保険料控除 兼 配偶者特別控除申告書※】
③ 年末調整に必要な各種控除証明書（国民年金・国民年金基金・健康保険等・社会保険・生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる証明書などをご持参下さい）
④ 中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要です。
⑤ 税務署より送付された源泉税納付書をご持参下さい。
⑥ 総括表(11月下旬頃、区役所より封書にて届く予定)
⑦ 事業主の印鑑(認印)
※平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。なお、従来と同様に税務署から提出を求められた場合は提出する必要があります。

下期(7月～12月分)の納付期限は、H28年1月20日(水)までですが…
⇓
源泉サポートを受ける方は、1月12日(火)までにお願い致します。

★源泉サポートをご利用される方は、上記の資料をご持参の上ご来局下さい。
★下記日程にて出張サポートを予定しています。そちらもご利用下さい。
★7面の『従業員に対するマイナンバーの取得』に関する記事もご確認下さい。

源泉出張サポートの日程

開催日時	受付時間	会場
12月21日(月)	午後5時30分～7時	大井第二地域センター 大井2－27－20
12月22日(火)		大井第三地域センター 西大井4－1－8
12月24日(木)		大崎第二地域センター 大崎2－9－4 大崎ウエストシティタワーズ1階

ご注意下さい

マイナンバーに対応できるシステムへ移行した関係上、例年より源泉サポートのお時間を頂く場合がございます。予めご了承下さい。

予約のご確認を！

スタート

昨年（26年分）の決算・申告サポートをご利用されましたか？

いいえ

今月の会報に、予約して下さいと書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されています。

新規ご入会者や前回予約をされなかった方等は、ご予約が必要です。

ゴール

下記の日程等もご確認下さい！
ご不明点はご連絡下さい。

はい

今月の会報に、予約日が書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されていましたか？

いいえ

予約人数の都合上、当初のご予約日と異なる場合がございます。必ずご確認下さい。

はい

【決算書・確定申告書について】

★税務署から決算書・確定申告書が一月末頃に届く予定です。これを必ず保存し、ご持参下さい。（予定納税などの情報として使用します）

★前回【e-Tax（代理送信含む）】を選択した方は、決算書・申告書等一式が届きません。その代わり税務署からハガキ又は封書が届きますのでこれを必ず保存し、ご持参下さい。（予定納税などの情報として使用します）

★税務署から決算書・確定申告書の届く時期が例年遅くなっています。その結果、決算・申告サポートの開始日に間に合わない場合があります。そこで円滑な申告を行う為に、各種チェックシート及び事前情報のご協力をお願いしております。

詳細は4面をご覧下さい。

★平成27年分の所得税申告期限は平成28年3月15日（火）です。
★平成27年分の消費税申告期限は平成28年3月31日（木）です。

決算・申告サポート期間	★1月20日（水）～3月15日（火）

予約を入れる場合…

予約期間	★2月1日（月）～3月11日（金） （日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く）
予約日時	★月～金曜日（祝祭日を除く） 午前9時～11時、午後1時～4時 ★土曜日（祝祭日を除く） 午前9時～11時

★予約時間の10分程前には受付を終了して下さい。
★受付時間を過ぎますとキャンセル扱いになる場合がございますので、ご注意下さい。
★予約のお申込み・ご変更等は事務局へ、お早めにご連絡下さい。

※3月15日（火）における決算書・申告書等の当会お預りは、午後2時までとさせて頂き、品川・荏原の両税務署へ提出致します。それ以降はご自身で直接提出願います。
※1月9日（土）～3月12日（土）までの土曜日は、午前中のみ営業致します。
※3月16日（水）からは通常営業となりますので、16日（水）以降の土曜日営業は、原則第一土曜日のみとなります。

サポート期間中の日程について…

1月20日（水）～1月30日（土）	予約不要です（来局順）
2月1日（月）～3月11日（金）	予約制です
3月12日（土）～3月15日（火）	予約不要です（来局順）

【上記日程におけるサポート受付時間】
★月～金曜日（祝祭日を除く）……午前9時～11時
午後1時～ 4時
★土曜日（祝祭日を除く）……午前9時～11時

サポート期間後の日程について…

3月16日（水）～3月31日（木）	予約不要です（来局順）

【上記日程におけるサポート受付時間】
★月～金曜日（日曜、祝祭日、土曜日を除く）
……午前9時～11時、午後1時～ 4時

ドキドキ再来局危険度チェック！

決算・申告サポート開始まで残りわずかとなりました。
品川青色申告会では、皆さんの待ち時間を極力減らすために、一回のサポート時間を一時間とする『一時間ルール』を設けています。（昨年より強化する予定です！）
事前準備が出来ないと……残念ながら再来局の可能性が非常に高まります。
今回は時間が掛かりやすい方、一度のサポートで終了できない可能性の方を危険度別にご紹介します。

なお、円滑なサポートを職員一同心掛けますが、何よりも重要な事は、正しい決算・申告サポートを行うことだと考えております。特に特殊事情がある方等はお時間を頂き、再来局して頂く事もありますので、予めご了承下さい。
ご不明点等は電話でも構いませんのでお問合せ下さい。宜しくお願い致します。

再来局危険度はあくまでも目安です！その方の状況により異なります。

こちら品川ブルー探偵事務所！ RETURN

『青色申告夏物語り編』～第８回～

《前回までのあらすじ》
ボスは青色申告会のエージェント『アンジュ』から、品川青色申告会の内部調査に関する依頼を受けた。結果、悪の組織『白色会』に命を狙われてしまう。ボス達は逃亡を企てるが、逃亡直前に刺客と遭遇してしまう。

《第十四章・危険度S》
私とアンジュは非常に危険な状況に置かれている。その危険度を例えるならば、Sクラスである。
『どうすれば危機回避できるんだ…』私の精神は限界に達しようとしていた。
【絶望の次号へ続く!?】

★危険度B…再来局確率５０％!?★

・消費税の納税義務者で、簡易課税を選択している。
（区分等が出来ているケースでも、再来局の可能性あり）
・特殊な計算や集計が必要な方（医業の措置法差額や平均課税 等）
・帳簿の健康診断に来ていない。
・特殊な資料の準備や計算書の作成が必要なケース。
（住宅ローン控除を初めて受ける方 等）
・支払調書がある方（源泉対象の報酬が複数ある方 等）

これらは、時間が掛かるのでチョットした不備でも再来局確率が急上昇するわ。やはり事前相談がポイントね！

中々手強いですね～

★危険度S…残念再来局確定です★

・決算書の各項目や医療費の集計等、本人集計が必要な項目をしていない。
・現金残高がマイナス、通帳と預金出納帳が一致していない。
売掛や買掛の残高を確認していない等、帳簿の確認だけで時間が掛かる方（職員から宿題が出されます）
・土地や建物の売却等があるが、事前計算等の準備をしていない。
（土地や建物の譲渡は、税務署等で事前計算が必要となります）
・添付書類（各種控除証明書等）や印鑑を忘れた方 等

その危険度は、計り知れない!!例えるなら迫りくる刺客です。アナタは恐怖のルートに突入したのかも…サポートが間に合わない可能性大！期限後申告の危機回避が出来るかは、時間との勝負です。

★危険度C……再来局確率２５％!?★

・大規模修繕や車両の買換え等の特殊事情がある。
・不動産、事業以外の所得がある。
・不動産の貸付けにおいて入退出や貸付数が多い。

事前にご相談頂けたら再来局の可能性がさらに低くなるわ！

それでも余裕を持ってサポートを受けて下さいね。

★危険度A…再来局確率８０％★

・年末調整や償却資産税等、他のサポートがある。
・消費税の納税義務者である。
・開業初年度、入会初年度である。
・過年度の決算書・申告書の控え（青いファイル）や帳簿等を忘れた方や紛失した方。
・６５万円控除を考えているが、帳簿の健康診断に来ていない。
・土地や建物の売却等があるが、事前計算等の準備をしている。
（土地や建物の譲渡は、税務署等で事前計算が必要となります）
・毎年時間が掛かるが、何とか一回で終了している方…
一回につき一時間のサポートルールが強化されます！

このケースは…例えば、暴走トラックが迫ってくるくらい危険です!!早めの対処（事務局へ相談等）が必要です。それでも回避出来るか…油断していると一気にＳＳＳランクに行く可能性あり！

★危険度ＳＳＳ…期限後申告か!?★

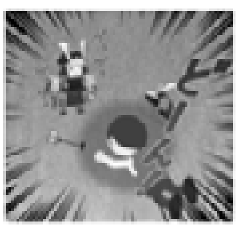

・準備不足で資料請求等が間に合わない。
・職員が出す宿題をされてこない方…
・本人で行うべき最低限の処理をいつまでもされない方…
・期限間際に来て、直ぐには対処出来ない危険な間違いがある方…

再来局危険度を超えた危険です。このレベルは例えるなら、ヒーローの敗北を意味します。アナタを助けてくれる様々な制度は期限後申告により失われてしまうのです……

最悪の事態が発生か…４面の準備手順へGOGO!!

決算・申告の準備手順

所得税・決算書作成の為に…

平成27年中に資産の売買や大規模修繕など特殊事情はありましたか？

あったよ → ご不明点は事務局へ → 解決！

ないよ

帳簿は万全ですか？ 最低限、各科目毎の集計が必要です。
※先月号同封の『決算に当たっての チェックシート』でご確認を！
※集計されていない方は、所得税・決算サポートが受けられません！

う～ん… → ご不明点は事務局へ → 解決！

バッチリ

消費税の申告義務はありますか？
※今月号同封の『平成27年分・消費税の申告義務判定フローチャート』でご確認を！

消費税の申告義務なし → 所得税・申告書作成の為に…

各種証明書等はありますか？
※来月号同封予定の『控除確認シート』を使い、資料を揃えて下さい。
※資料が無い方は、所得税・申告サポートが受けられません。

揃ってるよ

予約のご確認を！
※今月号会報の2面フローチャートをご参考に！

来月号同封予定の『控除確認シート』の裏面へ記入をお願いします。
※本年は申告書の到着が一月末頃の予定です。確認シート裏面をご利用下さい。

↑青いファイルです 中身を忘れずに！

時間に余裕をもって事務局へお越し下さい！
持ち物のご確認を！特に【過年度の決算書・申告書（青いファイル）】と【印鑑】を 忘れずに！

細かい論点の再確認を！ 5面へGOGO!!

解決！

消費税の申告義務あり → 消費税・申告書作成の為に…

今月号同封の『平成27年分・消費税の申告義務判定フローチャート』の②面『消費税内訳書作成のお願い』③、④面『消費税内訳書』を使い区分集計して下さい。
※集計されていない方は、消費税・申告サポートが受けられません。

ありませ～ん → ご不明点は事務局へ → 解決！

【このようにして頂くと、大変助かります】

★決算・申告サポート開始前日1月19日までに、事務局へ来局し、帳簿又は会計ソフトのチェックを受けて下さい。また、資産の買換え等、特殊事情があった方も事前に、お知らせ下さい。

【理　由】

特に帳簿のチェックは重要です。サポート当日に誤りを見つけた場合、時間が掛かり、再来局して頂く可能性が高まります。

混雑していない時期に、来局頂く事で、職員のチェックがキメ細やかにでき、結果として決算・申告サポート時に素早く、かつ、誤りが無い申告が行えるからです。

先月号の会報に同封されていた、チェックシート等を参考に、下書き用の決算書（先月号に同封）へ実際に数字を書いてご持参下さい。

下書き用の決算書は、事務局又は税務署等にございます

※来月号同封予定の『控除確認シート』の記入もお願いします

※決算書・申告書は国税庁HPでもダウンロード可能

【10万円控除の方は、どれらの準備を！】

ー 事業所得の方 ー

【売上・仕入の集計】…売上と仕入に関して、月毎及び年間の合計を集計して下さい。なお、年末における売掛（未収）・買掛（未払）分も考慮して集計します。

【棚卸資産の集計】…年末時点の各棚卸資産の数量を数えて下さい。あわせて最終仕入時の仕入れ単価が各棚卸資産毎に必要です。

【自家消費の集計】…お店の商品等を家族で使用した、食べた場合、一定金額（仕入金額 又は 売価×70％のいずれか多い金額）を売上とします。その為、自家消費した回数、数量等の把握が必要です。

（注）棚卸資産と自家消費売上は、税務調査等でもよく注目される項目の一つです。正確に把握しましょう。一部例外はありますが、毎年同じ金額になる事は、通常ありえません。

ー 不動産所得の方 ー

【収入の内訳】…賃借人の氏名、賃貸期間、賃貸料、礼金・更新料、保証金等の集計（年末における未収分を含めます）をします。

ー 共通項目 ー

【減価償却の準備】…10万円以上の事業用資産の購入（又は20万円以上の修繕をした場合には、詳細が分かるものを準備して下さい。

【借入金利子の集計】…借入金の返済予定表で借入金利子（元本返済分は、経費計上できないので注意！）の年間分を集計して下さい。あわせて返済予定表もお持ち下さい。

【源泉徴収税等の賃金台帳の用意】…従業員の氏名、年齢、働いた期間、給料・賞与の金額、源泉徴収税額の把握を！

【地代家賃の内訳】…店舗等を借りている方は、地代家賃の支払先の住所・氏名、賃料、礼金・更新料の把握が必要です。

【家事費按分】…自宅兼事務所等で使用されている建物、それに付随する水道光熱費やプライベートでも使用する携帯電話などの通信費等は、家事費按分が必要となります。各項目毎の使用割合を把握して下さい。

【長期一括払い保険料等】…お問合せ下さい。

【その他の各経費項目】…経費を項目毎に区分し、年間の合計を集計して下さい。

【開業費の集計】…開業初年度の方は、開業前の費用を開業費として集計して下さい（資産の購入費や長期火災保険等は開業費には含めないで別に集計して下さい）

【これは、明らかにおかしいよ！ 会計ソフト編】

（まず、総勘定元帳をチェックしましょう！）

【現金】…現金の残高を追って下さい。現金残高に一度でもマイナスがあったら要注意！ここで言う現金とは、事業に関係する現金※を意味します。つまり、お店のレジにある釣銭や金庫にある実際のお金が、マイナスになることはありえません。実際の現金有り高と元帳の残高は一致していますか？『元帳の残高は数十万円、実際の現金は、何時も釣銭として一万円だけど…』このような方は、明らかに誤った記帳をしています。

※厳密には、他人振出小切手や　郵便為替証書等も現金科目に含まれます。

【預金】…元帳の預金残高と実際の通帳記入されたものを比較しましょう。入力の順番違いにより並びが異なる等は、問題ありませんが、原則として完全一致しないといけない項目となります。

【その他の科目】マイナス残高が出ている所は誤っている可能性が大です！

【最後に！】

【期限後申告の弊害】

期限後に申告をすると、65万円控除を適用する事が出来ず、10万円控除になってしまいます。さらに延滞税等の対象になるだけでなく、振替納税や延納の制度等も使う事が出来ません。

【持ち物】

8面をご参考にして下さい。

【記帳や準備で困った時は】

まずは、お電話でも構いません！お気軽にお問合せ下さい。

※1月20日以降は、大変繁忙で難しくなり、直ぐに回答出来ない場合がございます。ご了承下さい。

平成27年分確定申告・納付期限

所得税

現金納付の期限……3月15日(火)
振替納税の期日……4月20日(水)
延納分の期限※……5月31日(火)

※1回目は本来の期限と同様

消費税

現金納付の期限……3月31日(木)
振替納税の期日……4月25日(月)

説明会に参加して万全の態勢を！

６面へGOGO!!

ご注意下さい！消費税の申告が必要な方へ

平成28年分から簡易課税制度を【選択したい】又は
【選択をやめたい】方は、平成27年中に届出が必要です！

★納税義務判定等については、今月号に同封されている『平成27年分・消費税の申告義務判定フローチャート』でご確認下さい。

★消費税の計算方法は、『一般（原則）課税』と『簡易課税』の２つの計算方法があります。

★『簡易課税』の選択は、「適用を開始しようとする年の前年末日までに選択の届出が必要です」

★『簡易課税』は、一度選択すると、その効力が翌年継続します。
その為、適用をやめるには、「適用をやめようとする年の前年末日までに提出する必要があります」

★計算方法の選択により納付税額が変化します。
どちらの方法が有利かは、その方の状況で異なります。

★計算方法の選択は定期的な経営計画と見直しが必要！

★簡易課税における金融業、保険業や不動産業の業種区分が改正されますのでご注意下さい。
※個人の方は、原則として平成28年分より業種区分の改正がされます。（課税期間の特例選択適用者、経過措置の適用者を除く）

★平成27年に相続があったため、初めて申告が必要になった方等は、年内に届出をする事で平成27年分より簡易課税の選択が可能となります。
なお、被相続人が簡易課税を選択していても、相続人は別途『簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。

★簡易課税の選択や選択の取りやめは、その方の状況により一定の制限期間があります。
ご不明点や詳細は、所轄税務署又は品川青色申告会へお尋ね下さい。

お忘れなく！

決算・申告サポートを受ける方は、過去3年分の決算書・申告書をお持ち下さい。
過年度の書類を青いファイルに入れて保存している方は、それをそのままお持ち下さい。
（新規入会者を除く）

なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない方はサポートを行えない可能性がありますのでご注意下さい。

↑
青いファイル（過年度の申告書・決算書等）の中身を確認し、お持ち下さい。

平成27年分 ～所得税・消費税～

決算・申告ポイント説明会

事業所得など一般の方
（事業所得の他に不動産所得のある方も含みます）

日　程	時　間
H28年1月12日（火）	午後２時～４時３０分
H28年1月13日（水）	午後６時～８時３０分

不動産所得のみの方

日　程	時　間
H28年1月12日（火）	午後６時～８時
H28年1月13日（水）	午後２時～４時

両日とも会場は
【きゅりあん６Ｆ・大会議室】です。

★正しい決算・申告を行って頂く為に、誤りやすい点・新しく変わった点を分かりやすく説明致します。

★個人事業者及び不動産所得者は、どなたでも参加する事ができます。お気軽に会場へお越し下さい。

★出席者には『決算・申告ポイント研修会受講証明書』を発行致します。決算・申告サポート時に必ずお持ち下さい。

★各日程の時間は、説明会の開始時間となります。

★受付は各開始時間の30分前からとなります。

【講　師】品川税務署担当官　他
【参加費】無　料
【会　場】きゅりあん６Ｆ大会議室
住所：品川区東大井5-18-1
TEL：：03（5479）4100

期限内に誤りのない申告を目指してGOGO！

再来局危険度が高くても
最後まで諦めないで！
期限後申告の危機を
回避しましょう！
まずは事務局へご相談を！

一人親方（建設業）のご案内

加 入 資 格

① 一人でお仕事、又は家族だけで仕事をしている。
② 建設業に従事している
③ 労働者を使っていても年間100日未満と見込まれる

建設業といっても、多種多様な業種があります。
疑問等ございましたら当会にお問い合わせください。

建設業特別加入保険料表　（円）

給付基礎日額	年間保険料
3，500	24，273
4，000	27，740
5，000	34，675
6，000	41，610
7，000	48，545
8，000	55，480
9，000	62，415
10，000	69，350
12，000	83，220
14，000	97，090
16，000	110，960
18，000	124，830
20，000	138，700
25，000	173，375

年 間 保 険 料

年間31，273円～ 事務手数料込

給付基礎日額はご自身で設定いたします。給付基礎日額3，500円の場合
…年間保険料24，273円+組合費手数料7，000円（税込）

労働保険って？一人親方？証明書の発行など
ご質問等ございましたらお気軽にお問い合せ下さい。
品川青色申告会 事務局 一人親方担当まで　℡：03-3474-7564

従業員に対するマイナンバーの取得に関して

平成28年よりマイナンバー制度が順次導入されます。

税務・労務の分野において、事業主は『給与や報酬の源泉徴収事務』、『雇用保険に関する事務』等を行う場合に従業員等にマイナンバーの提示を求める必要があります。そこで皆様が従業員等に対してマイナンバーの提示を求める際の『個人番号の提示を依頼する文書』の文例をご用意致しました。是非ご活用下さい。

以下の方法でご提供いたします。

★品川青色申告会の事務局に直接お申し付け下さい。
★今後品川青色申告会のホームページでもダウンロード出来るようにする予定です。

よろず発信

皆さん、こんにちは。寒い日が続き、年末で忙しい時期です。体調は如何でしょうか？

私は先日、目焼きの食べ放題に行ったのですが…どうやら食あたりしたようです。

お腹の調子は直ぐに治ったのですが、体力が落ちていたせいか、今度は風邪をひきました。現在市販の風邪薬を飲んで何とか凌いでいます。さて、皆さんも風邪を引いた場合に病院へ行かないで、市販の風邪薬を飲むことがあると思います。…ところで、市販の風邪薬って医療費控除の対象になると思いますか？……答えは『原則対象になる』です。意外とならないと思っている方が多いようです。

対象となる根拠ですが、風邪薬の購入が『治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価』にあたるからです。

市販されている風邪薬のほとんどが薬事法に定める医薬品となっています。薬の箱に第2類医薬品とかかれていますよね。また、『治療等に必要なもの』であって、かつ、その症状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分』が対象となります。実際は領収書の記載事項等、他にも細かい論点があるのですが、通常は控除の対象になると考えてOKです。

因みに…よく医療費の合計が10万円を超えないと控除が受けられないと誤解される方も多いようですが、所得金額に応じては10万円以下でも使える可能性がありますので、必ず集計してお持ち下さい。

とて、今回の会報はA3用紙で2枚、全8ページとなりました。文字だらけで読むのが嫌になるでしょうが、重要な記事が多いので、ぜひ一読して下さい。いよいよ決算・申告サポートの時期が到来します。ご不明点等は電話でも構いませんので、早めにお問い合わせ下さい！それでは皆さん今年も一年有難うございました。来年も宜しくお願い致します。

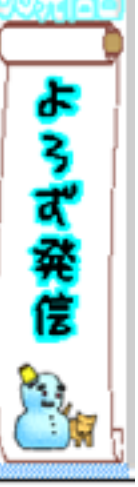

決算・申告サポートの持ち物

★帳簿等（出納帳・経費帳・売上帳・売掛帳・仕入帳・買掛帳・振込、自動払い扱いに利用されている通帳又は写しなど）
★過去の決算書・確定申告書の控え（24年・25年・26年）
★健康保険・介護保険の27年中の支払金額がわかるもの
★国民年金の27年中の支払金額がわかる証明書
★国民年金基金・小規模企業共済・生命保険・地震保険・寄附金等の控除証明書等
★医療費の領収書、保険などから補てんされた金額のわかるもの（各自面の集計も必要となります）
★専従者・従業員の源泉税台帳（所得税源泉徴収簿等）
★27年中に土地・建物・自動車・機械設備・工具器具備品等の売買（購入は10万円以上）、及び20万円以上の修繕がある方は、明細書・借入ローン明細書・領収書・契約書など詳細のわかる資料
★税金の引き落とし可能な銀行の預金通帳と届出印
★他に給与・公的年金等の収入がある方は、源泉徴収票
★保険金収入や配当金収入等その他の収入がある方はお問合せ下さい。

事務局からのお知らせ

駐車場について

自動車でのご来局の場合は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。
近隣の有料駐車場は満車である事が多いので、交通機関や自転車などでのご来局をお願い致します。

年末年始の営業

～年内業務の受付～
・指導等……12/25(金)午後4時まで
・会費納入等…12/28(月)正午まで
～年始業務の受付～
・H28年1/5(火)午前9時より通常業務

★12月5日(土)の第一土曜日は通常営業を行います。
★不動産賃付の方で、賃付数が多い方や資産の売買等の特殊事情がある方に対し、事前情報をお願いしております。ご協力下さい。
★年内に帳簿のチェックを受けるようにお願い致します。ご不明点等は、お電話でも構いません。お気軽にお問い合せ下さい。
★H28年1月15日(金)は、午後から職員研修を行います。その為、御用がある方は、午前のご来局をお願い致します。
★H28年1月9日(土)～3月12日(土)までの土曜日は午前のみ営業を致します。（受付は午前11時までとなります）

GOGO！葵ちゃん ～さよなら先輩!?でもGOGO！の巻（後編）～

年末の挨拶は下段へGOGO！

※先輩は2年連続で年末の挨拶に間に合っていません。今回で3回目です…

２０１６年も品川青色申告会へお任せ！
よいお年をお迎えください

姉とは仲良しな、しっかり者。来年はある活躍が期待される!?

先輩：葵ちゃんの教育係。来年は自己紹介くらいしたいですね…